

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金制度について

厚生労働省健康局疾病対策課
ハンセン病係
☎03・5253・1111
ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するために、ハンセン病療養所に以前入所されていた方などに、補償金が支給されます。
【支給対象者】
平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所等に入所されていた方で、平成13年6月22日の時点で生存されている方。
【補償金請求期限】
平成18年6月21日（水）まで。期限内に

請求を行ってください。
請求書の提出・お問い合わせは、厚生労働省健康局疾病対策課ハンセン病係まで

母子家庭の母及び寡婦のための無料職業相談について

島根県母子会連合会事務局
☎0852・32・5920
母子家庭の母及び寡婦のための無料職業相談・紹介を次のとおり行っています。
【職業紹介日時】
月・金曜日 午前9時～午後5時30分
求職の申込み・登録は、随時受け付けています。
また相談は、電話でも行っていますので、お気軽にご相談ください。

まちづくりフォーラム開催

〈総合計画市民案中間報告〉

【問】政策企画部政策推進課 ☎0854-40-1011

市民参加により策定中の、雲南市総合計画策定の中間報告案を公表し、まちづくりの方向性を幅広く市民の皆様にお知らせし、意見を伺うために、「まちづくりフォーラム」を開催します。



とき 2月19日(日) 9:00~12:00
ところ 雲南市木次町木次「チェリヴァホール」
主催 雲南市まちづくり会議
共催 地域委員会・雲南市

※入場は無料です。
よりよいまちづくりのためぜひご参加ください。

総合計画とは
雲南市のまちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられるので、総合的、計画的な行政運営を進めていく上での基本的な指針となるものです。

平成18年度 合併処理浄化槽の設置希望者募集について

建設部下水道課
☎0854・42・3471
市では、公共用水域の水質保全、及び水洗便所の普及等生活環境の改善を図るため、生活排水処理事業を行っています。公共下水道・農業集落排水以外の地域においては合併処理浄化槽で整備していきます。平成18年度に設置を希望される方は、各総合センター事業管理課までお申し込みください。
【設置申し込み】
申し込み期間
予定基数になるまで随時募集します。

市民センター「まちづくり役場」の入居者募集

大東総合センター自治振興課
☎0854・43・8168
雲南市では、自主的で営利を目的としない社会貢献活動を促進し、まちづくりの推進を図るため、旧大東中学校校舎跡地に「まちづくり役場」を開設しています。
入居には「まちづくりのパートナー」として市の認定が必要ですので、希望されます団体は大東総合センター自治振興課までお問い合わせください。
【応募要件】
◎雲南市内の団体であること
◎活動が非営利であること
◎活動目的が「まちづくり」につながること
◎定期的な活動が見込まれること
◎雲南市のまちづくり施策に必要な応じて協力いただけること

今月の税金

- 国民健康保険料（11期分）
- 固定資産税（4期分）

納期限は2月28日（火）まで

申し込み先一覧	
大東地区	大東総合センター事業管理課 ☎0854・43・8166
加茂地区	加茂総合センター事業管理課 ☎0854・49・8603
木次地区	木次総合センター事業管理課 ☎0854・40・1082
三万屋地区	三万屋総合センター事業管理課 ☎0854・45・2113
吉田地区	吉田総合センター事業管理課 ☎0854・74・0213
掛合地区	掛合総合センター事業管理課 ☎0854・62・0302



「第3回銅鐸の響き加茂弥生まつり」にキラリ☆と光るあなたのアイデアを提供してください

銅鐸の響き加茂弥生まつりは、「弥生」や「銅鐸」、「銅鏡」をモチーフに、古代体験や火まつりを内容とするオリジナル溢れるまつりです。平成18年のまつりを実施するにあたり、みなさんのキラリと光るアイデアを募集します。

- 募集内容：①まつりのメインイベント「火柱まつり」で高さ15mの柱に火をつける際のドラマティックな演出。
②これまで土器づくり・草木染・勾玉づくりなど子どもたちが喜ぶ古代体験ブースを運営してきましたが、今度のまつりであなたがイメージする「古代」を実現してみませんか。おいしい古代食のアイデアも大歓迎です。

- 募集要領：1) 対象 個人またはグループ（年齢・住所不問）
2) 募集期間 平成18年1月25日～3月17日
3) 応募方法 上記募集内容（①か②か明記）について提案書（書式自由）にて御提案ください。内容によっては直接お尋ねすることがあります。また、住所・氏名（代表者）・連絡先を明記ください。提案書は下記へ郵送かFAX又はE-mailにてお届けください。
4) 審査・発表 4月下旬
採用されたアイデアを提供いただいた方及び応募いただいた方の中から抽選で3名様に記念品として雲南市特産品を差し上げます。

【お問い合わせ・お申し込み先】銅鐸の響き加茂弥生まつり実行委員会事務局（加茂総合センター自治振興課）
☎0854-49-8601、FAX0854-49-7642 E-mail:kamo-jichi@city.unnan.shimane.jp

介護保険の要介護認定を受けている方の「税法上の障害者控除」認定申請手続きについて

健康福祉部長寿障害福祉課
☎0854・40・1042

介護保険の要介護認定を受けている方は、平成17年12月31日現在の認定状況により、所得税法及び地方税法上の障害者控除を受けられる場合があります。基準など詳しい内容は次のとおりです。
この障害者控除を受けるには、申請により控除の対象者であるとの認定を受ける必要がありますので、各健康福祉センターへ認定申請書を提出してください。
各センターにおいて控除の対象者であるかどうかを判定し、対象となる場合には認定書を発行します。

この認定書による障害者控除は、所得税確定申告及び住民税申告をされる際に受けることができますので、認定書を提示してください。

なお、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方は、その手帳の所持により「特別障害者控除」が受けられますので、この手続きをされる必要はありません。また、3～6級の手帳をお持ちの場合はその手帳の所持により「障害者控除」が受けられますが、要介護認定の状況により、この申請をされ認定された場合に「特別障害者控除」が受けられることがありますので、身体障害者手帳を提示のうえご相談ください。



【認定の基準】
○所得税法及び地方税法上の障害者控除の市町村長が認定する事項の規定に基づき、左記の基準により「障害者控除」または「特別障害者控除」の対象者であることの認定をします。

「障害者控除」の対象となる方

①介護度が要介護1～5の認定を受けていて、主治医意見書の「痴呆性老人の日常生活自立度」がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲbと判定された方

「特別障害者控除」の対象となる方

①介護度が要介護1～5の認定を受けていて、主治医意見書の「痴呆性老人の日常生活自立度」がⅣ、Ⅴと判定された方
②介護度が要介護3～5の認定を受けていて、主治医意見書の「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2と判定された方

※要介護認定を受けていた方が平成17年中途で死亡された場合については、最終の認定状況により判定します。
不明な点については、お住まいの地域の雲南市各健康福祉センターまたは、長寿障害福祉課へお問い合わせください。